

議案第 93 号

大牟田市職員の勤務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市職員の勤務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市職員の勤務等に関する条例の一部を改正する条例

大牟田市職員の勤務等に関する条例（平成 7 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項」の次に「及び前項」を加え、「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「当該請求」を「第 2 項中「当該請求」に改め、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と」を削る。

第 16 条第 1 項中「その他市長が規則で定める者」の次に「（第 16 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 16 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 16 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 16 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の大牟田市職員の勤務等に関する条例第9条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市長の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。